

議案第 2 4 号

鳥取県日野地区連携・共同協議会規約の変更について

鳥取県日野地区連携・共同協議会規約の一部を変更する協議をすることについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 2 第 3 項の規定により、議会の議決を求める。

平成 2 5 年 3 月 6 日提出

日野町長 景 山 享 弘

鳥取県日野地区連携・共同協議会規約の一部を改正する規約

鳥取県日野地区連携・共同協議会規約（平成22年鳥取県告示第461号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(事務所の所在地)</p> <p>第5条 協議会の事務所は、鳥取県日野郡日野町根雨140-1に置く。</p> <p>(幹事会の設置)</p> <p>第16条 略</p> <p>2 幹事会は、<u>鳥取県の日野郡3町との連携、共同処理の推進に関する事務を所掌する部局の長並びに日南町、日野町及び江府町の副町長及び総務担当課長</u>をもってこれを組織する。</p> <p>3 略</p>	<p>(事務所の所在地)</p> <p>第5条 協議会の事務所は、鳥取県日野郡日野町根雨140-1 <u>(鳥取県日野総合事務所内)</u>に置く。</p> <p>(幹事会の設置)</p> <p>第16条 略</p> <p>2 幹事会は、<u>鳥取県日野総合事務所県民局長並びに日南町、日野町及び江府町の副町長及び総務担当課長</u>をもってこれを組織する。</p> <p>3 略</p>

附 則

この規約は、平成25年4月1日から施行する。